

大 阪 府 知 事 様

所在地

名 称

代表者氏名

大阪府舟運ルート発掘・創出事業消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る消費税仕入控除税額について、大阪府舟運ルート発掘・創出事業補助金交付要綱第 21 条の規定により、下記のとおり報告します。

- | | | | |
|---|-----------------------------|-----------|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 ・ 無 | |
| | （以下は、2で「有」の場合のみ記載してください） | | |
| 3 | 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税・簡易課税 | |
| | （以下は、3で「一般課税」の場合のみ記載してください） | | |
| 4 | 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 | 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注1）消費税の確定申告を行い、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は必ず報告書を提出してください。

（注2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）と課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）を添付してください。

（注3）補助金の返還がある場合は別紙も添付してください。

積算内訳報告書

1 航路・周辺観光地名

2 補助金確定額

3 概要

(1) 補助金の使途（補助対象経費）の内訳

区分	課税仕入			非課税仕入 (人件費等)	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳		円	円	円	円
	計	円			

(2) 課税売上割合

(3) 支出のうち課税仕入れの占める割合

(4) 仕入控除税額